

保管庫設置場所等図面

- 備考
- 1 保管場所の見取図を記載し、銃の保管設備の設置場所を朱書きすること。
 - 2 銃砲を分解保管している場合は、それぞれの保管場所について朱書きすること。
 - 3 前回提出した図面から変更がない場合は、当該図面の写しを提出すれば足りる。